

#### 4 都府県「緊急事態宣言」に伴う来島者の皆さまへのお願い

沖縄県が「まん延防止等重点措置」の対象地域として適用を受けているところですが、更に大阪府、兵庫県、京都府、東京都を対象に4月25日（日）～5月11日（火）までの期間、緊急事態宣言が発令されました。これを踏まえ受け本村では、以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

本村は医療体制が脆弱であることから新型コロナウイルス感染症が拡大すれば、対応が非常に困難となる可能性があります。村民の安心安全な暮らしを守るため、ご来訪を計画されている皆様におかれましては、国やお住いの都道府県、市町村等から発出されている基本的対処方針等に基づき行動していただきますようお願いいたします。

その上で、ご来訪される皆様におかれましては、体調管理には万全を期して頂くとともに、PCR検査を行う等、感染症予防対策をしっかりと行ったうえで、お越し頂きますよう合わせてお願い申し上げます。

令和3年4月26日

座間味村長 宮里 哲